

一般社団法人日本ペインクリニック学会会員の懲罰に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第3章第13条及び第14条の規定にもとづき、会員の懲罰に関し必要な事項を定める。

- 2 懲罰委員会は、代表理事が懲罰委員会の開催を必要と認めた時に評議員の中から委員を選任し、必要事項を審議する。

(懲罰の種類等)

第2条 この(社)日本ペインクリニック学会が会員に課す懲罰処分は、以下の各号に掲げる通りとする。

- 1 訓戒 口頭にて将来を戒める。
 - 2 訓告 文書にて将来を戒める。
 - 3 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
 - 4 委員会委員の罷免 委員会委員を罷免し、相当な期間を定めて委員の就任資格を停止する。
 - 5 役員の罷免 役員を罷免し、相当な期間を定めて役員の就任資格を停止する。
 - 6 専門医資格の停止 相当な期間を定めてペインクリニック専門医の資格を停止する。
 - 7 会員資格の停止 相当な期間を定めて会員の資格を停止する。
 - 8 除名 会員としての資格を喪失する。
- (1) 前項第4号の委員には、ワーキンググループメンバーを含むものとし、委員の就任資格停止期間が解除された後は、新たに選出する委員会委員の候補者としてすることができる。
- (2) 第5号に該当する者は、役員の就任資格停止期間が解除された後、この法人の役員選出選挙に立候補することができる。
- (3) 第6号に該当する者の専門医資格の有効期間は、認定資格の停止期間を除くものとする。
- (4) 第7号に該当する者は、会員資格停止の期間中についてもこの(社)日本ペインクリニック学会の会費を納入しなければならない。また、会員資格停止中に退会した者は、この法人に再入会することはできない。

(処分の対象)

第3条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲戒処分の対象とすることができる。

- 1 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それがこの(社)日本ペインクリニック学会の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為。
 - 2 反社会的または刑罰法令に触れる行為であり、それがこの(社)日本ペインクリニック学会の名誉及び社会的信用に影響を及ぼすおそれがある行為
 - 3 その他、この(社)日本ペインクリニック学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為。
- (1) 理事会は、前項に記載する行為により懲罰処分に賦された会員の当該行為に関し監督指導をなすべき職にある会員に対し、その職責の見地から、その内容、程度、状況に応じて懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

- 第4条** 理事会は、第3条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、直ちに当該行為に係る調査特別委員会を設立し、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。
- 2 理事会は、調査結果に基づき、第2条各号の中からその一つあるいは二つを併せて処分を決定する。
 - 3 第2条第4号から第7号の処分期間は、6ヶ月以上3年未満とする。ただし、刑罰法令に触れる行為のときは、その量刑に応じて3年を超えることができる。
 - 4 第2条第4号から第8号の処分を決定するときは、処分決定前に理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 会員に対する処分の決定は、会員総会の議決を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて会員総会の議決を省略することができる。
 - 6 本条第1項の調査委員会については、別に内規を定める。

(勧告)

第5条 理事会は、第2条第4号から第7号に掲げる会員の処分に該当する者に、会員総会の議決を得るまでの間、当該会員に対し、会員総会で諮られる処分に相当する自粛を勧告することができる。

- 2 第1項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から会員総会での決定までの期間を算定することができる。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の議を経、会員総会の承認を受けなければ変更することができない。

(補則)

第7条 この細則に定める事項のほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。
- 2 本細則は、2013年7月13日より施行する。
- 3 この細則施行日以前に行われた懲戒処分については、この細則の規定は適用しない。

2010年7月4日制定 2011年7月24日改正 2012年11月3日改正 2013年7月13日改正